

選挙公営の手引



令和7年6月15日執行予定
境町議会議員一般選挙資料

境町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、境町議会議員選挙・境町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担（選挙公営）を受ける場合の手続について記述したものです。

注 1 この公費負担経費は、候補者が供託物を境町に没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。

2 公費負担分の費用の請求は、6月30日(月)までに提出してください。

目次

1	公費負担制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公費負担の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	対象となる候補者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	公費負担の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	選挙公営手続図・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	諸手続・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	【1】契約締結と契約届出・・・・・・・・・・	5
	【2】確認申請・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	【3】使用証明書・作成証明書の交付・・・・・	6
	【4】費用の請求・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	【5】事前審査・各種届出書類の提出日時・・・・・	7
	◆選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について・・・・・・・・	9
	◆選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）の 諸手続について・・・・・・・・	11
	◆選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の 諸手続について・・・・・・・・	13
	◆選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の 諸手続について・・・・・・・・	15
	◆選挙運動用ビラの作成の諸手続について・・・・・・・・	17
	◆選挙運動用ポスターの作成の諸手続について・・・・・・・・	19

1 公費負担（選挙公営）制度とは

この制度は、境町議会議員選挙及び境町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、境町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、境町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

◆町長選挙における供託物没収点

有効投票の総数 $\times$ 1 / 10

◆議会議員選挙における供託物没収点

(有効投票の総数 $\div$ 議員定数) $\times$ 1 / 10

※境町の議員定数は12人

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象		選挙公営の限度額	
1 一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、64,500円 5日間合計 322,500円	1と2の契約は選択
2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約 (レンタル)	各日について、16,100円 5日間合計 80,500円	
	イ 燃料供給の契約	7,700円 ×選挙運動の日数 5日間合計 38,500円	
	ウ 運転手の雇用契約	各日について12,500円 5日間合計 62,500円	
	計	181,500円	

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭・・・①	【町長】5,000枚・・・② 【議会議員】1,600枚・・・②

【例1】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を39,000円で契約した場合
 ・1枚当たりの作成単価は、39,000円÷5,000枚＝7円80銭になります。
 この場合は、作成単価が上限を超えているため、
 7円73銭×5,000枚＝**38,650円**が公費負担の対象となります。
 この額を超える分350円は候補者の負担になります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を35,000円で契約した場合
 ・1枚当たりの作成単価は、35,000円÷5,000枚＝7円になります。
 この場合は、作成単価は上限以下ですので、
 7円×5,000枚＝**35,000円**が公費負担の対象となります。

【例 3】議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を13,000円で契約した場合
 ・ 1枚当たりの作成単価は、 $13,000\text{円} \div 1,600\text{枚} = 8\text{円}13\text{銭}$ になります。
 この場合は、作成単価が上限を超えているため、
 $7\text{円}73\text{銭} \times 1,600\text{枚} = \underline{12,368\text{円}}$ が公費負担の対象となります。

【例 4】議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を10,000円で契約した場合
 ・ 1枚当たりの作成単価は、 $10,000\text{円} \div 1,600\text{枚} = 6\text{円}25\text{銭}$ になります。
 この場合は、作成単価は上限以下ですので、
 $6\text{円}25\text{銭} \times 1,600\text{枚} = \underline{10,000\text{円}}$ が公費負担の対象となります。

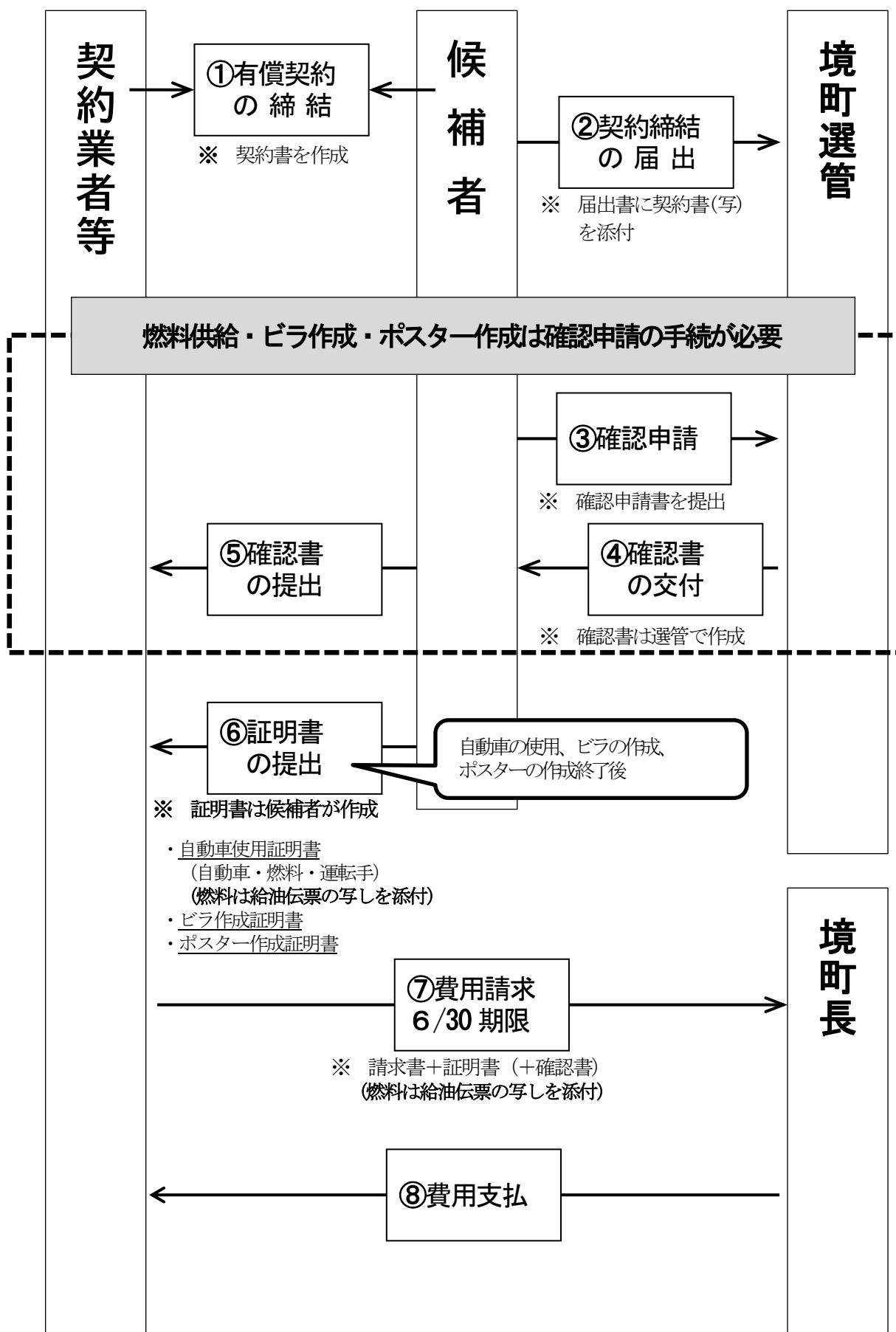
(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) $\times$ (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times 107\text{か所} + 316,250\text{円}}{107\text{か所 (ポスター掲示場数)}}$ $= 3,497\text{円} \dots \text{①}$	118枚・・・② (ポスター掲示場数 $\times$ 1.1)

【例 1】選挙運動用ポスター120枚の作成を60万円で契約した場合
 ・ 1枚当たりの作成単価は、 $600,000\text{円} \div 120\text{枚} = 5,000\text{円}$ になります。
 この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $3,497\text{円} \times 118\text{枚} = \underline{412,646\text{円}}$ が公費負担の対象となります。
 この額を超える分187,354円は候補者の負担となります。

【例 2】選挙運動用ポスター120枚の作成を30万円で契約した場合
 ・ 1枚当たりの作成単価は、 $300,000\text{円} \div 120\text{枚} = 2,500\text{円}$ になります。
 この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $2,500\text{円} \times 118\text{枚} = \underline{295,000\text{円}}$ が公費負担の対象となります。
 残りの2枚分5,000円は候補者の負担となります。

5 選挙公営手続図



6 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

(1) 届 出 先⇒境町選挙管理委員会

(2) 届出期日⇒契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
⇒契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

(3) 添付書類⇒各業者等との契約書の写し

◆ 注 意

※ 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ
②燃料代 ③運転手の雇用 のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※ 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りします。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数(掲示場数×1.1)の確認

(2) 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請書の提出先 境町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【３】使用証明書・作成証明書の交付

上記【１】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。

なお、この「使用証明書」「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【４】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、境町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

（１）請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類	記載例
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①自動車使用証明書【様式第１０号その１】 ②自動車の使用費用請求書【様式第１３号】 ③請求内訳書【別紙その１】	①P14 ②P21 ③P22
	上記以外の契約による場合 自動車 の 借 入 れ	①自動車使用証明書【様式第１０号その１】 ②自動車の使用費用請求書【様式第１３号】 ③請求内訳書【別紙その２】	①P14 ②P21 ③P23
	燃 料 代	①自動車燃料代確認書【様式第７号】 ②自動車使用証明書【様式第１０号その２】 ＋給油伝票の写し添付（給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの） ③自動車の使用費用請求書【様式第１３号】 ④請求内訳書【別紙その２】	①P10 ②P15 ③P21 ④P24
	運転手の報酬	①自動車使用証明書【様式第１０号その３】 ②自動車の使用費用請求書【様式第１３号】 ③請求内訳書【別紙その２】	①P17 ②P21 ③P25
	選挙運動用ビラの作成	①ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 ②ビラ作成証明書【様式第１１号】 ③ビラの作成費用請求書【様式第１４号】 ④請求内訳書【別紙】	①P11 ②P18 ③P26 ④P27
選挙運動用ポスターの作成		①ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 ②ポスター作成証明書【様式第１２号】 ③ポスターの作成費用請求書【様式第１５号】 ④請求内訳書【別紙】	①P12 ②P19 ③P28 ④P29

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

境町 3 9 1 番地 1

境町選挙管理委員会

TEL 0280-81-1300 (内線) 1370

FAX 0280-86-7521

(4) 請求期限

請求書は必要な添付書類を揃えて、6月30日(月)までに提出してください。

【5】 事前審査・各種届出書類の提出日時

(1) 公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行いますので、立候補届出書事前審査（5月28日（水）、29日（木））の際、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出日時

立候補届出受付事務を速やかに行うため、選挙公営に関する各種届出は、告示日（6月10日（火））の午前8時30分から午後5時までの間に手続きしてください。

会場は、境町役場4階大会議室です。

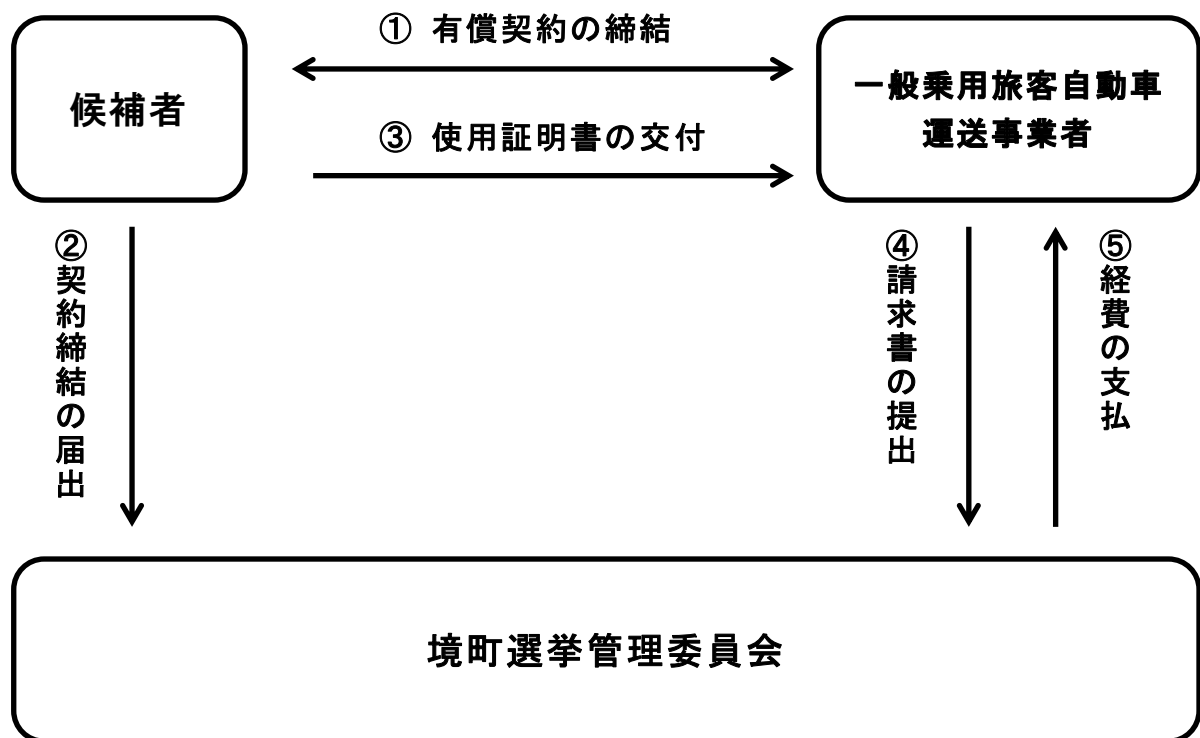
選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	P 3 1	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P 2	
請 求 の と き	自動車使用証明書（自動車） 【様式第 1 0 号その 1】	P 1 4	
	自動車の使用費用請求書（自動車） 【様式第 1 3 号】	P 2 1	
	請求内訳書（自動車） 【別紙その 1】	P 2 2	

選挙運動用自動車の使用
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)【記載例P31】	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P2】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】【記載例P14】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	自動車の使用費用請求書(自動車) 【様式第13号】【記載例P21】 請求内訳書【別紙その1】【記載例P22】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、境町選挙管理委員会で受け付けます。

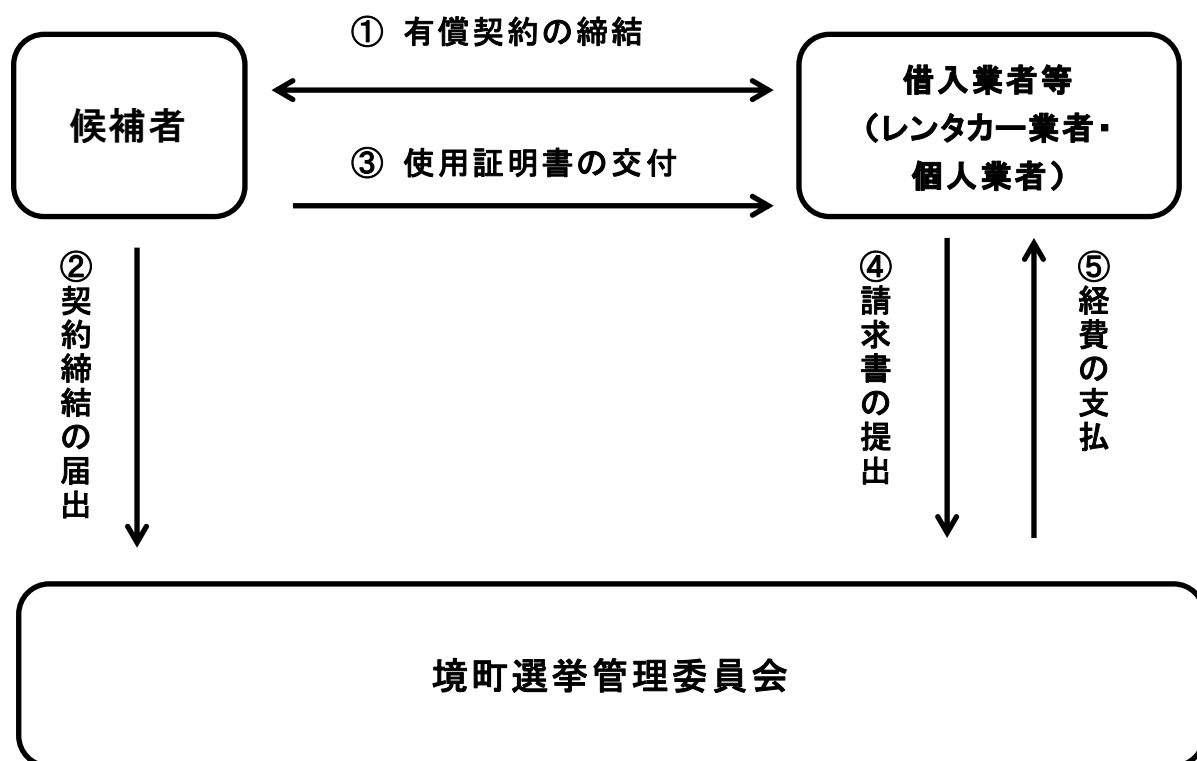
選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	P 3 2	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P 2	
請 求 の と き	自動車使用証明書（自動車） 【様式第 1 0 号その 1】	P 1 4	
	自動車の使用費用請求書（自動車） 【様式第 1 3 号】	P 2 1	
	請求内訳書（自動車） 【別紙その 2】	P 2 3	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車車輛貸借契約書 (契約に関する書面)【記載例P32】	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P2】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】【記載例P14】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	自動車の使用費用請求書(自動車) 【様式第13号】【記載例P21】 請求内訳書【別紙その2】【記載例P23】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、境町選挙管理委員会で受け付けます。

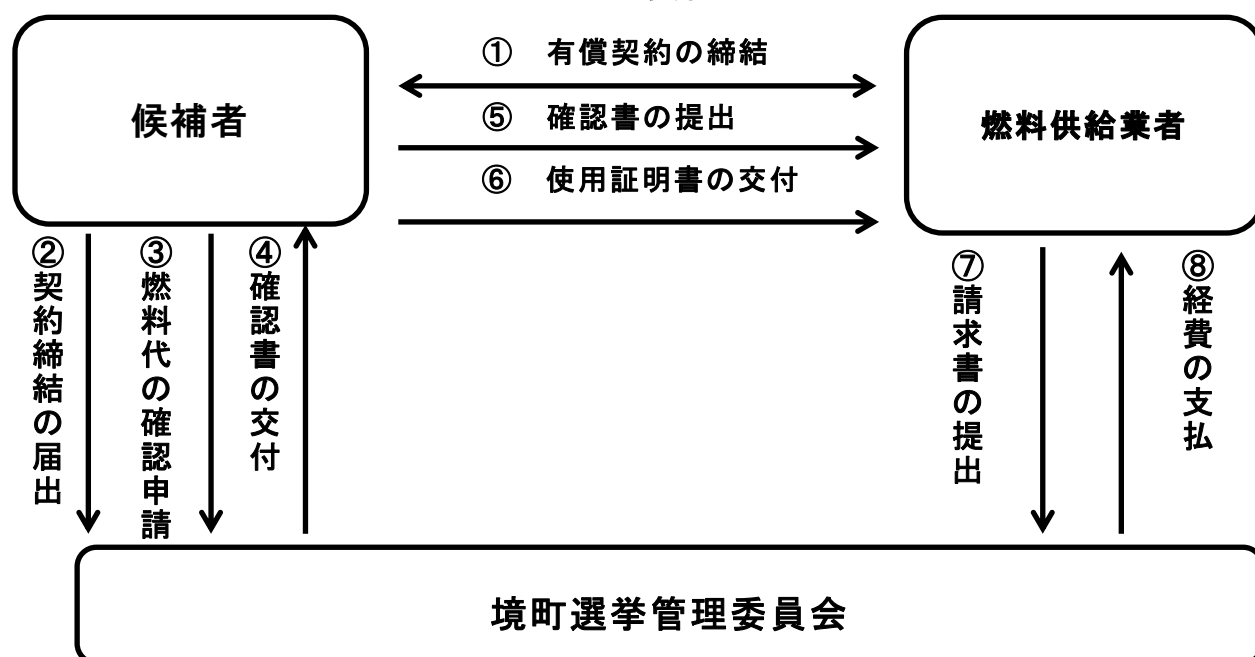
選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	P33	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	P2	
	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	P6	
請 求 の と き	自動車燃料代確認書 【様式第7号】	P10	
	自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号その2】	P15	
	給油伝票の写し（給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの）	P16	
	自動車の使用費用請求書（燃料代） 【様式第13号】	P21	
	請求内訳書 【別紙その2】	P24	

選挙運動用自動車の使用
(燃 料 代)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)【記載例P33】	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P2】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】【記載例P6】	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 【様式第7号】【記載例P10】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号その2】【記載例P15】	給油伝票の写し 【記載例P16】
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	自動車の使用費用請求書(燃料代) 【様式第13号】【記載例P21】 請求内訳書【別紙その2】【記載例P24】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、境町選挙管理委員会で受け付けます。

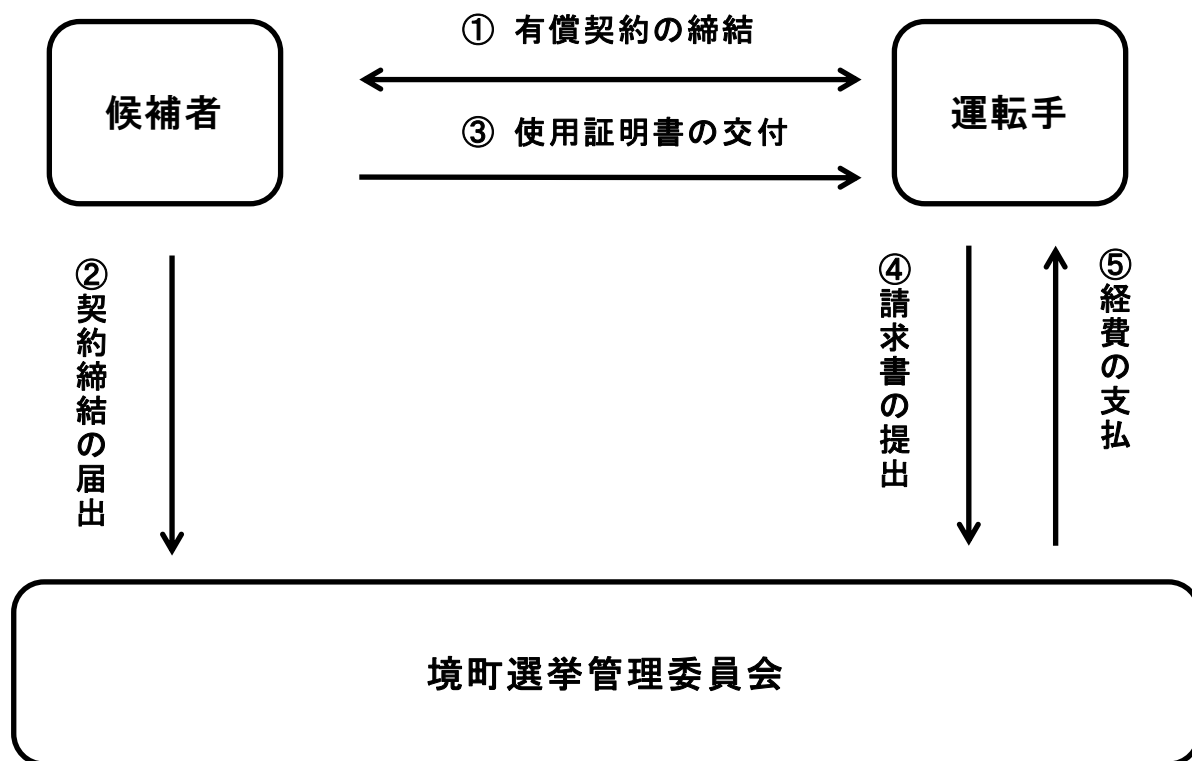
選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	P 3 4	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P 2	
請 求 の と き	自動車使用証明書（運転手） 【様式第 1 0 号その 3】	P 1 7	
	自動車の使用費用請求書（運転手） 【様式第 1 3 号】	P 2 1	
	請求内訳書（運転手） 【別紙その 2】	P 2 5	

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面)【記載例P34】	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】【記載例P2】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】【記載例P17】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	自動車の使用費用請求書(運転手) 【様式第13号】【記載例P21】 請求内訳書【別紙その2】【記載例P25】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

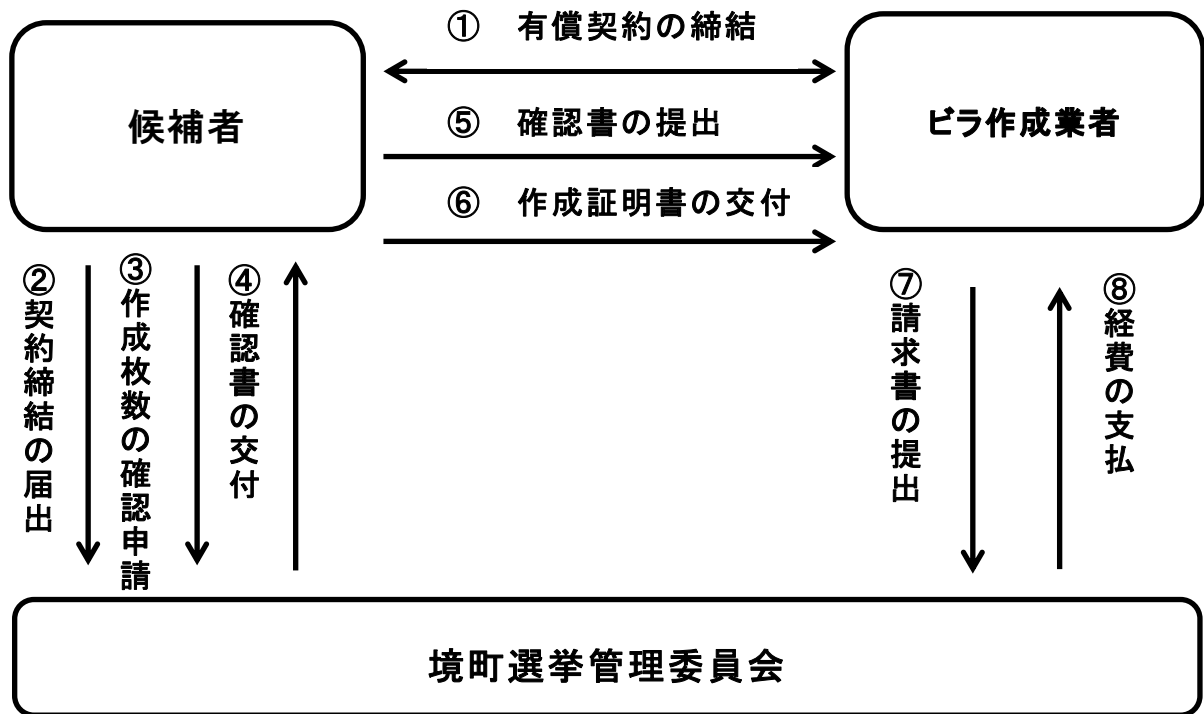
2 町長に対する上記の請求については、境町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	P35	
	ビラ作成の契約届出書 【様式第2号】	P3	
	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	P7	
請 求 の と き	ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	P11	
	ビラ作成証明書 【様式第11号】	P18	
	ビラの作成費用請求書 【様式第14号】	P26	
	請求内訳書 【別紙】	P27	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)【記載例P35】	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ビラ作成の契約届出書 【様式第2号】【記載例P3】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】【記載例P7】	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】【記載例P11】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第11号】【記載例P18】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	ビラの作成費用請求書 【様式第14号】【記載例P26】 請求内訳書【別紙】【記載例P27】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

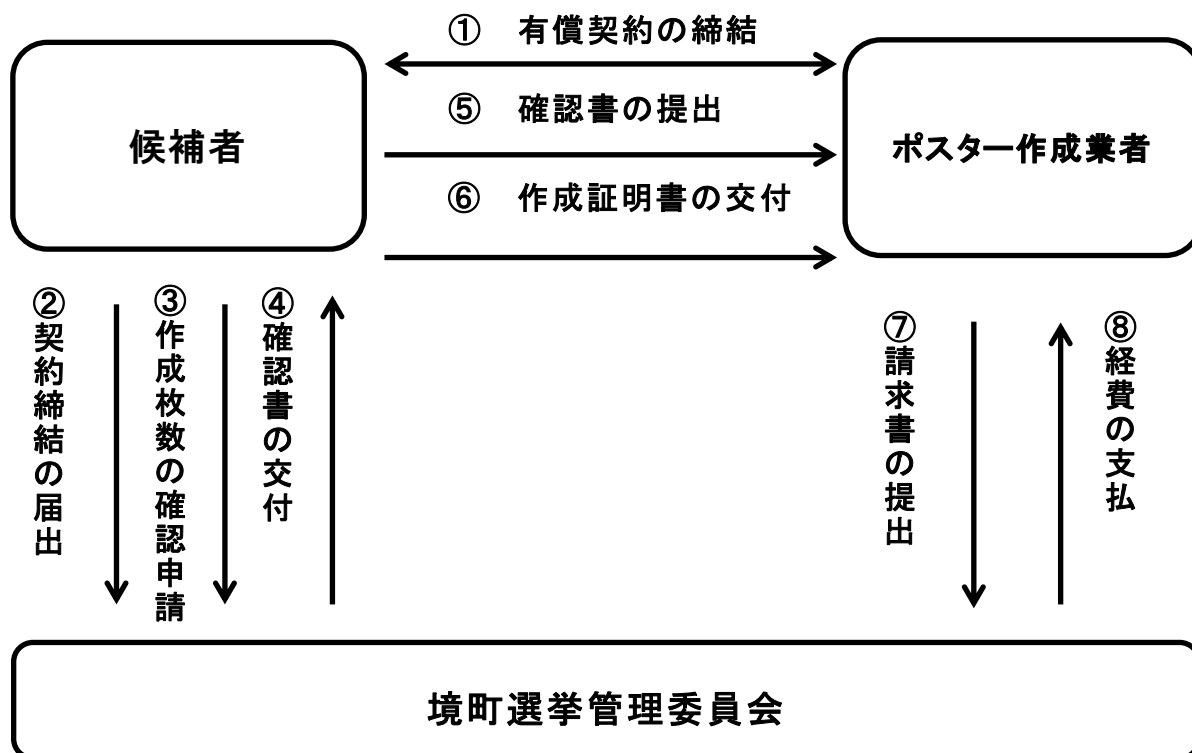
2 町長に対する上記の請求については、境町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	P36	
	ポスター作成の契約届出書 【様式第3号】	P4	
	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	P8	
請 求 の と き	ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	P12	
	ポスター作成証明書 【様式第12号】	P19	
	ポスターの作成費用請求書 【様式第15号】	P28	
	請求内訳書 【別紙】	P29	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)【記載例P36】	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ポスター作成の契約届出書 【様式第3号】【記載例P4】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】【記載例P8】	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】【記載例P12】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第12号】【記載例P19】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	ポスターの作成費用請求書 【様式第15号】【記載例P28】 請求内訳書【別紙】【記載例P29】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、境町選挙管理委員会で受け付けます。